

資料編

- 1 川越市生涯学習基本計画審議会条例
- 2 川越市生涯学習基本計画審議会委員名簿
- 3 川越市生涯学習推進会議設置要綱
- 4 計画策定の経緯

資料編

1 川越市生涯学習基本計画審議会条例

平成二十六年十二月十九日

条例第六十七号

(設置)

第一条 生涯学習基本計画に関する事項について審議するため、川越市生涯学習基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 学校教育機関の代表者
- 四 前三号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 川越市生涯学習基本計画審議会委員名簿

会長 遠藤 克弥 副会長 眞下 英二

分類	所属	氏名
1号委員 学識経験者	東京国際大学	遠藤 克弥
	尚美学園大学	眞下 英二
2号委員 市内の公共的団体 等の代表者	川越市自治会連合会	小山 弘
	川越市女性団体連絡協議会	市川 いずみ
	川越市老人クラブ連合会	石川 悦子
	川越市スポーツ協会	田中 幸子
	川越市文化団体連合会	市川 秀郎
	川越市ボランティア連絡会	米原 民子
	川越シニア大学『小江戸塾』	林 和博
3号委員 学校教育機関の代表者	川越市校長会	福島 正美
4号委員 市内に住所を有する者	公 募	石井 三子
	公 募	濱田 晴美
	公 募	山下 成久

※敬称略、順不同。

3 川越市生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の生涯学習基本計画の策定及び生涯学習施策を総合的に推進するため、川越市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 生涯学習基本計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習基本計画の推進に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、文化スポーツ部長の職にあるものをもって充て、副会長は教育総務部長の職にあるものをもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 会長は、推進会議を招集し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第5条 会長の指示を受けた事項について調査研究及び調整を行うため、別表2に掲げる課等の職員による検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、文化芸術振興課長が招集し、会議の議長となる。

3 部会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

4 部会において検討した結果は、推進会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 推進会議及び部会の庶務は、文化芸術振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月19日 市長決裁)

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

別表1(第3条関係)

政策企画課長	地域づくり推進課長	男女共同参画課長	文化芸術振興課長
スポーツ振興課長	国際文化交流課長	障害者福祉課長	
こども育成課長	健康づくり支援課長	環境政策課長	教育総務課長
地域教育支援課長	中央公民館長	中央図書館長	

別表2(第5条関係)

政策企画課	地域づくり推進課	男女共同参画課	文化芸術振興課
スポーツ振興課	国際文化交流課	障害者福祉課	こども育成課
健康づくり支援課	環境政策課	教育総務課	地域教育支援課
中央公民館			
中央図書館			

4 計画策定の経緯

年月日	審議会等	協議事項等
令和2年 8月21日	第1回川越市生涯学習推進会議	・第四次川越市生涯学習基本計画の策定について ・第四次川越市生涯学習基本計画の骨子案について
令和2年10月 5日	第2回川越市生涯学習推進会議	・第四次川越市生涯学習基本計画の素案について
令和2年11月12日	第1回川越市生涯学習基本計画審議会	・委嘱書の交付 ・正副会長選出 ・諮問 ・第四次川越市生涯学習基本計画の策定について
令和2年11月20日	第3回川越市生涯学習推進会議	・第四次川越市生涯学習基本計画の原案について
令和2年12月25日	庁議	・第四次川越市生涯学習基本計画について
令和3年 1月14日	第2回川越市生涯学習基本計画審議会	・第四次川越市生涯学習基本計画の原案について
令和3年 1月21日 ～ 令和3年 2月19日	意見募集手続	・「第四次川越市生涯学習基本計画（原案）」に対する意見募集
令和3年 2月24日	第4回川越市生涯学習推進会議	・意見公募の結果について ・第四次川越市生涯学習基本計画について
令和3年 3月12日	第3回川越市生涯学習基本計画審議会	・意見公募の結果について ・第四次川越市生涯学習基本計画について ・計画答申案について
令和3年 3月30日	答申	・第四次川越市生涯学習基本計画について（答申）

第四次川越市生涯学習基本計画
令和3年5月

発行：川越市

編集：川越市文化スポーツ部文化芸術振興課

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-8811（代表）

049-224-6157（直通）

FAX 049-224-8712

E-mail bunkashinko@city.kawagoe.saitama.jp

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp>



川越市シンボルマーク